

特定非営利活動法人日本小児がん研究グループ利益相反委員会規程

(名称)

第1条 この委員会は、日本小児がん研究グループ利益相反委員会(以下「委員会」という。

(目的)

第2条 日本小児がん研究グループ定款第5条に基づき、利益相反に関する事項についての実務を執り行うことを目的とする。

(業務)

第3条 本委員会は、次の業務を行う。

- 1) 関係機関の利益相反の管理に関する指針等への対応
- 2) 利益相反状態にある会員からの質問及び要望への対応
- 3) 利益相反に関する調査、審議、自己申告書の審査及びマネージメント、改善措置の提案、勧告に関すること
- 4) 利益相反の管理ならびに啓発活動に関すること

(組織)

第4条 委員会は、定款施行細則第8条に則り委員長、副委員長および次に掲げる委員をもって構成する。

- 1) 利益相反委員会担当理事
 - 2) 関係委員会の委員長
 - 3) その他理事会が認めるもの
1. 委員長は、委員会の業務を統括する。
2. 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときは委員長の業務を代行する。

(会議等)

第5条 委員会の運営は、次のとおり行う。

1. 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が召集する。
2. 委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
3. 委員長は本委員会の議長となる。
4. 議事は、議長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
5. 委嘱された委員が審議対象案件に関し利益相反状態になった場合は、理事長にその旨を申し出なければならない。

(任期)

第6条 委員長・副委員長・委員の任期は定款施行細則第8条に従う。

(委員の守秘義務)

第7条 委員は、利益相反状況の報告、対応方策の審議、決定及び実施において、関係する個人及び企業等に関する秘密とすべき情報を正当な理由なしに漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(小委員会)

第8条 委員会は、第3条の業務を実質的に行う小委員会を設置することができる。小委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

附 則

1. この規程は平成30年3月10日より施行する。